

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約 1 特約の適用範囲 (1) この特約は、当会とこの特約を締結する個人（以下、「貯金者」と<u>いいます。</u>）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下、「結婚・子育て資金」と<u>いいます。</u>）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 の規定（この規定の関係法令を含み、以下、「適用法令」と<u>いいます。</u>）に基づき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下、「結婚・子育て資金非課税措置」と<u>いいます。</u>）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当会が当該申告書を受理したものに適用します。 (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 <u>a</u> 貯金者が口座開設時点において 20 歳（2022 年 4 月 1 日からは 18 歳）以上 50 歳未満であること <u>b</u> 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当会に提示すること <u>c</u> 貯金者が前号の契約に基づき 2015 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 か月以内に、貯金として預け入れること <u>d</u> 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること（2019 年 4 月 1 日以後の贈与について適用） <u>e</u> 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として 1,000 万円を超える金額が記載されていないこと <u>f</u> 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当会の他の支店（所）または他の金融機関（以下、「他の支店等」と<u>いいます。</u>）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書にかかる同種同目的の口座についての契約が終了している場合を<u>除きます。</u>） <u>g</u> この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること <u>h</u> 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること (3) （省略） 2～3 （省略） 4 領収書等の提出 (1) 貯金者は、結婚・子育て資金の支払いに充てるために貯金を払い戻した場合には、領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下、「領収書等」と<u>いいます。</u>）の原本またはそれに準じるもの（以下、「原本等」と<u>いいます。</u>）を、結婚に際して支出する費用（以下、	結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約 1 特約の適用範囲 (1) この特約は、当会とこの特約を締結する個人（以下、「貯金者」と<u>いう。</u>）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下、「結婚・子育て資金」と<u>いう。</u>）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 の規定（この規定の関係法令を含み、以下、「適用法令」と<u>いう。</u>）に基づき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下、「結婚・子育て資金非課税措置」と<u>いう。</u>）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当会が当該申告書を受理したものに適用します。 (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 <u>①</u> 貯金者が口座開設時点において 20 歳（2022 年 4 月 1 日からは 18 歳）以上 50 歳未満であること <u>②</u> 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当会に提示すること <u>③</u> 貯金者が前号の契約に基づき 2015 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 か月以内に、貯金として預け入れること <u>④</u> 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること（2019 年 4 月 1 日以後の贈与について適用） <u>⑤</u> 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として 1,000 万円を超える金額が記載されていないこと <u>⑥</u> 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当会の他の支店（所）または他の金融機関（以下、「他の支店等」と<u>いう。</u>）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書にかかる同種同目的の口座についての契約が終了している場合を<u>除く。</u>） <u>⑦</u> この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること <u>⑧</u> 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること (3) （省略） 2～3 （省略） 4 領収書等の提出 (1) 貯金者は、結婚・子育て資金の支払いに充てるために貯金を払い戻した場合には、領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下、「領収書等」と<u>いう。</u>）の原本またはそれに準じるもの（以下、「原本等」と<u>いう。</u>）を、結婚に際して支出する費用（以下、「結婚費

改正後	改正前
「結婚費用」と<u>いいます</u>。）の支払分と、妊娠、出産または育児に要する費用（以下、「子育て費用」と<u>いいます</u>。）の支払分とに区別して、当店に提出するものとします。 (2) ～ (7) (省略) 5 (省略) 6 入出金の制限 (1) 当会は、次に該当する預入金を制限することができるものとします。 <u>a</u> 結婚・子育て資金非課税申告書および追加結婚・子育て資金非課税申告書の提出を伴わない預入れ <u>b</u> 結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額と異なる金額の預入れ <u>c</u> 第1条第2項 <u>c</u> に該当しない預入れ (2) (省略) (3) 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（結婚・子育て資金の支払いは<u>除きます</u>。）の取扱いはできません。また、自動送金・自動集金の取扱いもできません。 7 結婚・子育て資金の支払いに充てたものとして記録する金額 (1) 結婚・子育て資金の支払いに充てられたものとして当会が記録する金額（以下、「結婚・子育て資金支出額」と<u>いいます</u>。）は、1,000万円（結婚費用として支払われたものについては300万円）を限度とする第4条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当会に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。 (2) (省略) 8 (省略) 9 非課税拋出額の減少等があった場合の申告書の提出 貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下、「非課税拋出額」と<u>いいます</u>。）が減少する場合は結婚・子育て資金非課税取消申告書を、非課税拋出額がないことになった場合は結婚・子育て資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。 10 贈与者が死亡した場合の届出等	用」と<u>いう</u>。）の支払分と、妊娠、出産または育児に要する費用（以下、「子育て費用」と<u>いう</u>。）の支払分とに区別して、当店に提出するものとします。 (2) ～ (7) (省略) 5 (省略) 6 入出金の制限 (1) 当会は、次に該当する預入金を制限することができるものとします。 ① 結婚・子育て資金非課税申告書および追加結婚・子育て資金非課税申告書の提出を伴わない預入れ ② 結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額と異なる金額の預入れ ③ 第1条第2項<u>第3号</u>に該当しない預入れ (2) (省略) (3) 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（結婚・子育て資金の支払いは<u>除く</u>。）の取扱いはできません。また、自動送金・自動集金の取扱いもできません。 7 結婚・子育て資金の支払いに充てたものとして記録する金額 (1) 結婚・子育て資金の支払いに充てられたものとして当会が記録する金額（以下、「結婚・子育て資金支出額」と<u>いう</u>。）は、1,000万円（結婚費用として支払われたものについては300万円）を限度とする第4条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当会に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。 (2) (省略) 8 (省略) 9 非課税拋出額の減少等があった場合の申告書の提出 貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下、「非課税拋出額」と<u>いう</u>。）が減少する場合は結婚・子育て資金非課税取消申告書を、非課税拋出額がないことになった場合は結婚・子育て資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。 10 贈与者が死亡した場合の届出等

改正後	改正前
(1) 貯金者は、この特約の適用を受ける結婚・子育て資金の一括贈与を貯金者に対し行った貯金者の直系尊属（以下、「贈与者」と<u>いいます</u>。）が死亡した事実を知った場合は、速やかにその旨を当店に届け出るものとします。 (2) ～ (3) （省略） (4) 贈与者が死亡し、他に生存する贈与者がいない場合、貯金者による <u>b</u> に定める当会への領収書等の提出の終了をもって、第 3 条から第 9 条までの規定は適用しないものとします。 11 禁止行為 貯金者は、次の各号の行為を行うことはできません。 <u>a</u> 口座名義を変更すること（婚姻等、貯金者本人の氏名が法令に基づき変更される場合を <u>除きます</u>。） <u>b</u> 貯金の譲渡にかかる契約を締結すること <u>c</u> 貯金を担保に供すること <u>d</u> 第 13 条第 1 項に定める場合を除き、この特約にかかる貯金口座を解約すること 12 終了事由 この特約は、普通貯金規定に基づき、当会が貯金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。 <u>a</u> 貯金者が 50 歳に達したこと 貯金者が 50 歳に達した日 <u>b</u> 貯金者が死亡したこと 貯金者が死亡した日 <u>c</u> この特約にかかる貯金の額が零となった場合において貯金者と当会との間でこの特約を終了させる合意があったこと この特約が当該合意に基づき終了する日 13 （省略） 14 免責条項 (1) 次の各号の事由により生じた貯金者の損害について、当会は責任を負いません。 <u>a</u> この特約に規定する各種申告書について、税務署から重複提出や虚偽、誤りなどの通知があったこと <u>b</u> この特約に規定する各種申告書の提出が遅延したこと <u>c</u> 領収書等に虚偽や誤り、不適切な点等があること <u>d</u> 領収書等の提出が遅延したこと	(1) 貯金者は、この特約の適用を受ける結婚・子育て資金の一括贈与を貯金者に対し行った貯金者の直系尊属（以下、「贈与者」と<u>いう</u>。）が死亡した事実を知った場合は、速やかにその旨を当店に届け出るものとします。 (2) ～ (3) （省略） (4) 贈与者が死亡し、他に生存する贈与者がいない場合、貯金者による <u>第 2 号</u> に定める当会への領収書等の提出の終了をもって、第 3 条から第 9 条までの規定は適用しないものとします。 11 禁止行為 貯金者は、次の各号の行為を行うことはできません。 <u>①</u> 口座名義を変更すること（婚姻等、貯金者本人の氏名が法令に基づき変更される場合を <u>除く</u>。） <u>②</u> 貯金の譲渡にかかる契約を締結すること <u>③</u> 貯金を担保に供すること <u>④</u> 第 13 条第 1 項に定める場合を除き、この特約にかかる貯金口座を解約すること 12 終了事由 この特約は、普通貯金規定に基づき、当会が貯金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。 <u>①</u> 貯金者が 50 歳に達したこと 貯金者が 50 歳に達した日 <u>②</u> 貯金者が死亡したこと 貯金者が死亡した日 <u>③</u> この特約にかかる貯金の額が零となった場合において貯金者と当会との間でこの特約を終了させる合意があったこと この特約が当該合意に基づき終了する日 13 （省略） 14 免責条項 (1) 次の各号の事由により生じた貯金者の損害について、当会は責任を負いません。 <u>①</u> この特約に規定する各種申告書について、税務署から重複提出や虚偽、誤りなどの通知があったこと <u>①</u> この特約に規定する各種申告書の提出が遅延したこと <u>②</u> 領収書等に虚偽や誤り、不適切な点等があること <u>③</u> 領収書等の提出が遅延したこと

改正後	改正前
<u>e</u> その他貯金者が提出すべき書類等に虚偽や誤り、不適切な点等があること、または当該書類等の提出が遅延したこと <u>f</u> 貯金の預入れが遅延したこと <u>g</u> 教育資金非課税申告書および追加教育資金非課税申告書記載の金額と異なる金額を預け入れたこと <u>h</u> 普通貯金規定の解約事由その他貯金者の帰責事由により、この特約にかかる貯金口座が解約されたこと <u>i</u> 貯金債権が相殺され、または差し押さえられたことにより、教育資金の支払いができなかったこと <u>j</u> 不可抗力等により損害が発生したこと <u>k</u> 当会以外の金融機関の責めに帰すべき事由による損害が発生したこと <u>l</u> 次条に規定する国税庁等による調査により、当会が記録した教育資金支出額等が修正となったこと <u>m</u> 貯金者が適用法令もしくはこの特約に違反したことにより、または当会の判断により、当会が適用法令もしくはこの特約に基づき、提出を受けた領収書等に関する記録を訂正すること <u>n</u> 貯金者がこの特約に違反したこと <u>o</u> 適用法令その他の法令に変更があったこと (2) 第1条第2項 <u>b</u> に規定する贈与契約に関し、貯金者以外に権利を主張する者が現れた場合には、貯金者が責任をもって対処するものとします。 15～17 (省略) 以 上 (<u>2026年7月1日現在</u>)	<u>⑤</u> その他貯金者が提出すべき書類等に虚偽や誤り、不適切な点等があること、または当該書類等の提出が遅延したこと <u>④</u> 貯金の預入れが遅延したこと <u>⑤</u> 教育資金非課税申告書および追加教育資金非課税申告書記載の金額と異なる金額を預け入れたこと <u>⑧</u> 普通貯金規定の解約事由その他貯金者の帰責事由により、この特約にかかる貯金口座が解約されたこと <u>⑨</u> 貯金債権が相殺され、または差し押さえられたことにより、教育資金の支払いができなかったこと <u>⑩</u> 不可抗力等により損害が発生したこと <u>⑪</u> 当会以外の金融機関の責めに帰すべき事由による損害が発生したこと <u>⑫</u> 次条に規定する国税庁等による調査により、当会が記録した教育資金支出額等が修正となったこと <u>⑬</u> 貯金者が適用法令もしくはこの特約に違反したことにより、または当会の判断により、当会が適用法令もしくはこの特約に基づき、提出を受けた領収書等に関する記録を訂正すること <u>⑭</u> 貯金者がこの特約に違反したこと <u>⑮</u> 適用法令その他の法令に変更があったこと (2) 第1条第2項 <u>第2号</u> に規定する贈与契約に関し、貯金者以外に権利を主張する者が現れた場合には、貯金者が責任をもって対処するものとします。 15～17 (省略) 以 上 (<u>2025年4月1日現在</u>)